事務事業評価シート（総括表）

事務事業	130	消費者学習の充実
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	04	豊かな消費生活の実現
施策	01	消費者の自立支援

事業内容

目的	消費者が、自ら進んで必要な知識を習得できるような環境を整備するとともに、消費者教育の充実を図り、消費者が主体的かつ合理的な判断と行動に基づいて、豊かで自立した消費生活を送れるよう支援します。
対象・手段	＜出前講座＞ 区内事業所、学校、消費者団体、地域団体等の要請に応じて講師を派遣します。 ＜中学生副読本の作成配布＞ 中学生を対象とした消費者教育実施のための副読本作成、「社会科・家庭科・総合学習」授業で使用することを通じて早期の段階から消費生活に関する正しい知識の普及を図ります。

成果（事業が意図する成果）

消費者が自ら進んで知識を習得できるような環境を整備するとともに消費者教育の充実により、自立した消費生活実現の一助となります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
出前講座	実施回数	（ 平成18 ）年度に （ 年12回 ）の水準達成
副読本の作成配布	中学生用消費者教育副読本の作成配布	（ 毎 ）年度に （ 100%配布 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考
事業成果指標	目標値１①	回	9.00	9.00	9.00	12.00	
	実績１②	回	8.00	11.00	27.00	19.00	
	③＝②／①	%	88.89	122.22	300.00	158.33	
	目標値２④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績２⑤	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	⑥＝⑤／④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成17年度	出前講座　年２７回（外部講師１回、消費生活相談員　２６回） 消費者教育の支援 中学生用消費者教育副読本作成　３,０００部（平成１８年・１９年度使用・・２年度分一括印刷） 配布　１,３６０部
平成18年度	出前講座　年１９回（消費生活相談員　１９回） 消費者教育の支援 中学生用消費者教育副読本配布　１,３３０部

部名称	地域文化部	課名称	商工観光課

		単　位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	1,209	0	1,271	0	
	人件費⑪	千円	2,156	905	2,251	962	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	3,365	905	3,522	962	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	3,365	905	3,522	962	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	3,365	905	3,522	962	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.25	0.10	0.25	0.10	出前講座：消費生活相談員
	非常勤職員		0.03	0.03	0.07	0.05	

事業に関する検討課題

社会状況の変化に伴う新たな消費者問題の発生に対し、区民が消費者として自ら対処できる「賢い消費者」として行動できるよう支援していくことが必要です。このため、学校、地域、団体等へ積極的に出前講座、出張相談、訪問相談を実施できる相談体制の充実が課題となっています。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	出前講座は目標値を大きく上回る実績であり、事業の達成度は高くなっています。 また、副読本についても作成から活用まで教育委員会と連携して進める仕組みも定着しており計画どおり進んでいます。
効率性	2	出前講座は区民等の要望に応じて適切な講師を派遣しており、高齢者の被害防止に向け介護保険事業者などを対象とするなど効率的に実施しています。また、副読本も中学生の時期から消費者教育を行うものであり効率的です。
実施の成果	2	出前講座は団体等からの要望も広がりつつあり、高齢者の被害防止に向けて介護保険事業者等にも拡大し成果を挙げています。副読本は、作成段階から現場の教職員にも参画を得て中学生にも分かりやすいものとし、授業での活用を通じて成果を挙げています。
行政の関与	3	消費問題が多様化している現在、自主的な活動を支援すること及び若年層への消費者学習の機会の充実は区の責務と考えます。
妥当性	2	出前講座は、区民等の要望によりテーマに応じて専門相談員や外部講師を適切に派遣しています。また、副読本は作成から活用までを教育委員会と連携しながら実施しており、目的手段共にほぼ妥当です。
施策寄与度	2	社会状況の変化に伴う新たな消費者問題の発生に対し、区民が消費者として自ら対処できるよう支援していくことは消費者の自立に不可欠であり、消費者被害未然防止の観点からも消費者学習の充実を図る必要があります。

総合評価

消費者学習事業は、消費生活の諸問題について、区民が消費者として必要な知識を習得することができる環境づくりを推進し、消費者が自ら問題を解決し自立した消費生活が送れるよう支援しています。

１８年度から悪質商法防止支援事業を本格実施し、特に高齢者の被害防止、被害の早期救済を図るために介護保険事業者や民生児童委員協議会などを対象に出前講座を実施し成果を挙げています。

今後、社会状況の変化に伴う新たな消費者問題の発生に対し、消費者被害の未然防止の観点からも、消費者学習の充実を図る必要があります。

※ B

過年度評価	
17年度	B
16年度	B
15年度	
14年度	

改革方針

社会状況の変化に伴う新たな消費者問題の発生に対し、区民が消費者として自立した対応ができるよう支援するためには、最新の被害事例などタイムリーに紹介するなど、区民に適格な情報を提供していきます。中学生への消費者教育については、教育委員会との連携をより一層強化し、学校教育における消費者教育の拡充に努めていきます。

また、相談体制の充実を図り、地域団体等へ出前講座、出張相談、個別訪問を積極的に実施していきます。

方向性	
※	1
	現状のまま継続